

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）に配属され、墓石製造販売の事務職として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、Dクリニックに受診し、「適応障害」と診断された。請求人によると、事業場の上司、会社本店の研修担当者からの暴言、配慮に欠ける一方的な攻撃、嫌がらせ、いじめと思われる言動により、精神的に追い込まれ、精神障害を発病したという。
- 3 本件は、請求人が精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の平成○年○月○日付け意見書によると、請求人の申述内容及び主治医の意見等を踏まえた上で、請求人は、平成○年○月○日頃に、ICD-10診断ガイドラインにおける「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断している。請求人の発病の経緯とその症状から、当審査会としても専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) そこで評価期間における「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は、①事業場の上司、会社本店の研修担当者からパワハラを受けた、②研修からの帰路、悪天候の中で長距離運転を強いられた、との出来事を主張していることから、以下、検討する。

ア 請求人は、上司のEから、自らが行うべき業務を後回しにしてまで、契約書の入力業務を最優先すべきと強く指示されていたことにストレスを感じていた旨述べており、Eは、請求人に、特に重要な墓石売上げの入力業務を優

先するよう何度も指示したが、請求人はこの指示に反発し、当該業務を後回しにしていた旨述べていることから、請求人とEとの間に業務に関する考え方に相違が生じていたことは認められる。この点、一件記録を精査すると、請求人とEが事務所内で口論したり、請求人がEを批判する発言をしていたことが認められるところであり、Eの指導に請求人が反発して言い争いになったものと推認され、請求人がパワハラを受けていたと認めることはできない。

次に、平成○年○月○日から同月○日までの間、会社本店で実施された研修の担当者であるFとの出来事について、請求人は、研修において、Fから長時間叱責を受け、研修最終日にはトイレに立てこもったところ、ドアを叩かれ、怒鳴られた旨述べている。

この点、Fは、入社して間もない請求人に厳しい注意はしておらず、研修の終わり頃、請求人が頻繁にトイレに行くので声をかけたものの、口論やトラブルはなかった旨述べているところ、一件記録を精査するも、請求人とFとの言い争いやFの暴言を目撃した者は存在せず、請求人がパワハラを受けていたと認めることはできない。

以上のことを踏まえると、上記の出来事は、いじめや嫌がらせに該当するものではなく、前者は認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に、後者は認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみることが相当であり、E、Fの言動に暴言や業務指導の範囲の逸脱は認められず、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」とであると判断する。

イ ②の出来事について、請求人は、悪天候の中、8時間30分も軽自動車を運転し帰宅したが、事故車両を途中で目撃したり、自車も雪にはまるなどして、帰宅が深夜に及んだため、強い緊張と恐怖を感じたと主張していることから、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討する。

この点、当日は、G県側に「暴風雪警報」などが発令されており、請求人が不安感を抱いて帰宅したことは推認できるものの、請求人は自らが当日中

に帰宅することを選択し、安全のため低速走行で長時間をかけ帰宅したものであって、請求人自身が事故に巻き込まれたとの事情も認められず、目撃した事故も悲惨なものとはまではいえないことから、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(5) 業務以外の要因及び請求人の個体側要因について、特段考慮すべき事項は認められない。

(6) 以上のとおり、請求人が主張する出来事の心理的負荷は、いずれも「弱」とどまり、恒常的長時間労働も認められないことから、評価期間における心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(7) 請求人は、会社関係者の嘘の申述等に基づいて、事実と異なる判断と決定をされている旨主張しているところ、当審査会においては、会社関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査し、その採否を決定しており、その他請求人の主張や収集した物件についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。